

# 仮想通貨付与プラン

株式会社リミックスポイント

## 申込にあたっての留意事項

この仮想通貨付与プラン（以下「本プラン」といいます。）にお申込みいただいたお客さまは、以下に定める内容に同意したものとみなします。

## 適用対象

本プランは、株式会社リミックスポイント（以下「当社」といいます）との間で従量電灯又は低圧電力に関する需給契約を締結しているお客さまで、本プランにお申込みいただいたお客さまに適用されます。ただし、次のイ及びロの条件を満たしている場合に限りません。

※高圧又は特別高圧の需給契約については適用されません。

※本プランの適用対象のお客さまが電気代割引プランに変更する場合には、当社所定の様式によりお申込みをお願いします。

※本プランと電気代割引プランは、同時に適用されることはありません。また、お申込みの時期（プランの変更申込を含みます。）によっては、いずれのプランも適用されない期間があります。ご了承ください。

### イ 適用条件

- 本プランの適用を受けるには、株式会社ビットポイントジャパン（以下「BPJ」といいます。）において、仮想通貨取引口座（以下「BPJ 取引口座」といいます。）を開設し、仮想通貨送付時においてこれを有効に維持していただく必要があります。
- お客さまは、BPJ 取引口座開設後すみやかに、お客さまの BPJ 取引口座に関する「お客様コード」を、当社に所定の方法により通知するものとします。お客さまからの通知がない、または通知がすみやかに行われなかった場合、通知された情報に誤りがある場合には、お客さまに対する仮想通貨の送付ができないまたは遅れる場合があります。お客さまはこれに異議を唱えないものとします。
- お客さまは、BPJ 取引口座における登録事項に変更（氏名・名称の変更、住所・本店等の変更を含むがこれに限られません。）があった場合には、すみやかに当該事項の変更手続きを BPJ 所定の方法により行うとともに、当社に対してもその旨の通知を行うものとします。お客さまによる変更手続きまたは当社に対する通知が適時に行われなかった場合には、お客さまに対する仮想通貨の送付ができないまたは遅れる場合があります。お客さまはこれに異議を唱えないものとします。
- 非居住者、日本国内に本拠地を持たない外国法人等、BPJ 取引口座を開設することのできないお客さまは、仮想通貨の送付を受けることができません。なお、代理人名義での BPJ 取引口座の開設もすることができません。
- お客さま以外の者の BPJ 取引口座に対して仮想通貨の送付をすることはできません。したがって、需給契約の契約名義と BPJ 取引口座の口座名義とは、同一である必要があります。
- BPJ 取引口座の開設は、本名で行っていただくことを原則としています。需給契約の締結を通名、通称で行われた場合、名寄せまたは同一人物であることの確認をします。同一人物であることの確認が取れない場合には、仮想通貨の送付をすることはできません。
- 仮想通貨送付を受ける BPJ 取引口座の変更をすることはできません。

### ロ その他

- 当社は、本プランの実施のために、当社と BPJ との間で、お客さまに関する情報（（氏名、住所等））を共有することがあります。共同利用する個人情報の管理責任者は以下のとおりです。

株式会社リミックスポイント  
個人情報保護管理者

お問い合わせはこちら

energy@remixpoint.co.jp

- ・万が一BPJ取引口座を開設できない場合、BPJ取引口座を解約した場合、BPJ取引口座における会員資格が停止された場合、BPJ取引口座が廃止された場合には、本プランは適用されません。また、上記の場合で、お客さまから当社に対して何ら通知がない場合には、電気代割引プランも適用されません。
- ・BPJ取引口座の開設不能、会員資格停止もしくは廃止の理由によっては、当社は、お客さまとの電気需要契約を解約する場合があります。

## ポイントの付与

### イ リミックスでんきポイントの付与の考え方

- ・料金定義書に基づき算定されるお客さまの電気料金について、当社は、ロ所定の計算式に基づき算出されるポイント（以下「リミックスでんきポイント」といいます。）を付与します。
- ・有効に保持しているリミックスでんきポイント数に応じて、仮想通貨換算時点のレートにおける仮想通貨がお客さまのBPJ取引口座に対して送付されます。

### ロ リミックスでんきポイントの算定

お客さまの月々の電気料金に対し、次の計算式に基づき算出された金額について、1円=1ポイントとして、お客さまに付与すべきリミックスでんきポイントの数を算出します。

#### (イ) 従量電灯A、従量電灯B、従量電灯C

$(\text{基本料金} \times 5\%) + (\text{電力量料金} \times 5\%)$

※基本料金の代わりに最低料金が適用される場合には、「基本料金」とあるところを「最低料金」と読み替えます。

※ポイント数の算出のもととなる、基本料金および電力量料金は消費税等相当額を除いた金額とします。

※上記の計算式に基づいて算出された金額およびリミックスでんきポイントについては、小数点第一位以下は切り捨てます。

#### (ロ) 低圧電力

$(\text{基本料金} \times 2\%) + (\text{電力量料金} \times 2\%)$

※ポイント数の算出のもととなる、基本料金および電力量料金は消費税等相当額を除いた金額とします。

※上記の計算式に基づいて算出された金額およびリミックスでんきポイントについては、小数点第一位以下は切り捨てます。

#### (ハ) 再生エネルギー賦課金および燃料調整費、ならびに工事負担金、各種手数料、違約金、保証金等は、リミックスでんきポイントの算出対象とはなりません。

#### (ニ) お客さまに料金等の債務の未履行がある場合には、当社は、リミックスでんきポイントの付与を行わず、また、いったん付与したリミックスでんきポイントを無効とすることができます。

### ハ リミックスでんきポイント等の内容

- ・リミックスでんきポイントは、本プランに基づき仮想通貨の送付を受ける以外は、現金その他金品に交換することはできません。
- ・リミックスでんきポイント、リミックスでんきポイントの付与を受ける権利、リミックスでんきポイントと交換される仮想通貨の送付を受ける権利は、第三者に譲渡することはできません。
- ・需給契約上の地位の譲渡および需給契約の名義変更に際して、保持しているリミック

スでんきポイントは、譲渡人もしくは変更後の名義人に対して譲渡されず、当該事由の発生時に自動的に消滅し無効となり、仮想通貨への交換対象とはなりません。

- ・需給契約の解約、終了等廃止の場合には、保持しているリミックスでんきポイントは、当該事由の発生時に自動的に消滅し無効となり、仮想通貨への交換対象とはなりません。また、需給契約の内容変更の際には変更内容によっては、本プランの適用を受けられず、保持しているリミックスでんきポイントが無効になる場合があります。ご了承ください。
- ・本プランから電気代割引プランに変更する場合、保持しているリミックスでんきポイントを引き継ぐことはできません。直後の仮想通貨の送付のタイミングで、プラン変更時に保持していたリミックスでんきポイント数に応じて、仮想通貨の送付を受けることができます。

## ニ その他

- ・当社の判断により、リミックスでんきポイントの計算式を変更することができるものとします。その場合は、変更予定日の2ヶ月前までに当社 Web サイトで公表するものとします。ただし、法令の変更等により緊急性がある場合には、変更後直ちに公表するものとします。
- ・当社の判断により、リミックスでんきポイントの付与を停止し又は中止することができるものとします。その場合は、変更予定日の2ヶ月前までに当社 Web サイトで公表するものとします。ただし、法令の変更等により緊急性がある場合には、変更後直ちに公表するものとします。

## 仮想通貨の送付

### イ 仮想通貨の送付の考え方

- ・仮想通貨への換算レート確定日において保持しているリミックスでんきポイントの数に応じて、換算レートにより換算された仮想通貨を、仮想通貨送付日にお客さまの BPJ 取引口座に送付するものとします。
- ・送付する仮想通貨は、ビットコインクラシックとします。ただし、当社の判断により、BPJ が取り扱う他のビットコインもしくは仮想通貨に変更する場合があります。送付する仮想通貨を変更する場合においても、送付される仮想通貨は、原則として換算レート確定日において定まっている1種類のみとします。なお、当該変更の際には、緊急の場合を除き、付与予定日の2ヶ月前までに当社 Web サイトで公表するものとします。お客さまは送付される仮想通貨の変更に対して異議を唱えられないものとします。
- ・仮想通貨送付時にお客さまの BPJ 取引口座が有効に維持されていない場合には、仮想通貨の送付を行うことはできず、お客さまの仮想通貨の送付を受ける権利は消滅します。また、この場合、リミックスでんきポイントも消滅し、次回の仮想通貨送付時への繰り越しはありません。

### ロ 仮想通貨の送付

- ・換算レート確定日において有効に保持しているリミックスでんきポイントの数（1ポイント=1円相当）に応じて、換算レート確定日における換算レートに基づき送付すべき仮想通貨の量を自動的に決定します。
- ・仮想通貨の送付に関するスケジュールは次のとおりです。なお、仮想通貨の送付を実際に行う日（仮想通貨送付日）は、「仮想通貨送付日の属する月」の中で当社が決定した日とします。

電力ご使用期間	換算レート確定日	仮想通貨送付日の属する月
5月～10月	11月 BPJ 最終営業日	12月

11月～4月	5月 BPJ 最終営業日	6月
--------	--------------	----

仮想通貨の送付を実際に行う日および送付された仮想通貨を利用できるようになる日は、状況によって前後する場合がありますことをご了承ください。

- ・保持しているリミックスでんきポイントの仮想通貨への換算レートは、上記の換算レート確定日における BPJ の公表レートの中値（売値と買値の中間値）を適用するものとします。
- ・換算レート確定日において有効に保持しているリミックスでんきポイント1ポイント当たり、換算レート確定日における換算レートで1円相当の数量の仮想通貨を送付することとします。1円相当の仮想通貨の数量の算出においては、小数点以下第6位までを算出し、小数点以下第7位を切り捨てます。
- ・送付すべき仮想通貨の数量を算出した際に、BPJにおける仮想通貨の取引最小単位未満の端数を生じた際にはこれを切り捨てます。なお、取引最小単位に達しない残存リミックスでんきポイントは、次回に限り繰越処理します。
- ・仮想通貨送付日の前後2週間の間、お客さまの BPJ 取引口座が有効に維持されていない場合には、仮想通貨の送付を受けることができません。
- ・換算レート確定日時点と仮想通貨送付日時点で仮想通貨交換レートに差が生じる場合がありますが、その場合でも、仮想通貨送付日時点の交換レートに基づく差額の清算は行いません。

#### ハ その他

- ・仮想通貨の送付時に送付すべき当該仮想通貨の取引単位に満たずに残存するリミックスでんきポイントは、次回の送付時に限り繰り越すことができます。それでも、送付すべき仮想通貨の取引単位に満たない場合には、換算レート確定日において自動的に消滅し無効となります。
- ・換算レート確定日から仮想通貨の送付の日までの間に、お客さまに料金等の債務の未履行がある場合には、当社は、仮想通貨の送付を行わないことができます。
- ・当社の判断により、仮想通貨の送付を停止し又は中止することができるものとします。その場合は、変更予定日の2ヶ月前までに当社 Web サイトで公表するものとします。ただし、法令の変更等により緊急性がある場合には、変更後直ちに公表するものとします。

#### 留意事項

- ・本プランは、仮想通貨の売買の勧誘ならびに媒介、取次ぎまたは代理を行うものではありません。
- ・当社および BPJ は、送付する仮想通貨について金銭的価値を保証しません。
- ・当社および BPJ は、送付した仮想通貨の保有者が、当該仮想通貨を用いて、当社、BPJ その他の第三者が提供する財または役務と購入・利用・交換等を行うことができることを保証するものではありません。
- ・送付する仮想通貨は、日本通貨、いずれの外国通貨、その他の仮想通貨とも交換レートは固定されていません。したがって、当該仮想通貨の金銭的価値は、その取引相場により変動します。
- ・仮想通貨に関する会計上および税務上の取扱いについては、お客さまの責任において、公認会計士、税理士等の専門家にお問い合わせください。
- ・法令の変更、経済情勢の急激な変動等により、本プランの内容を見直す場合があります。その場合、速やかにしかるべき方法でお知らせします。
- ・日本通貨の通貨単位が変更となる場合には、リミックスでんきポイント、送付する仮想通貨の量について、当該通貨単位の変更内容に応じて見直す場合があります。

### 本プランの変更および廃止

- ・本プランを変更する場合には、需給約款に準じます。
- ・当社は、本プランを廃止することがあります。この場合、当社は、あらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社 Web サイトに掲載します。
- ・本プランの廃止に伴い、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、需給約款に準じます。
- ・本プランの変更または廃止に伴う、各種賠償等には当社は応じないものとします。